

勝山市告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、
本市の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、この処分は県営土地改良（区画整理）事業勝山北部第二地区（伊波工
区）に係る換地処分の公告があった日の翌日から効力が生ずるものとする。

平成19年3月26日

勝山市長 山岸正裕



変 更 調 書

次の区域を伊波19字狼谷に設定する。

大字	字	地番
伊波	18字 古川原	12の1 14の1 15の1 18の1
	20字 下土府	8の1 8の2 9の2 9の4 10の2 17の2
	21字 中之割	20の6 21の1 22 23
これらの区域の隣接介在する道路、水路である市有地の一部		